

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	幹事部局	政策企画局
施策の目的	県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会をつくれます。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(男女共同参画の意識啓発)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県民に対する男女共同参画の意識啓発研修等を継続的に行なったことで、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は73.9%であり、全国の状況(64.3%)と比較しても理解が進んできている。一方、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、行動においては、まだ性別による偏りがある。 政策・方針決定過程への女性の参画について、令和5年度の審議会等への女性の参画率は、県は47.1%であったが、市町村は28.6%と目標に対し低い実態がある。また、地域、事業所等では、女性の参画率が年々増加しているが、まだ十分ではない。 <p><u>②(女性相談の充実、DV被害者等の支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、女性の人権擁護や相談窓口などについて広報・啓発を行っているが、女性相談の背景にDVが存在する場合でも、本人が気付かず、相談や支援につながらないなど、被害の潜在化が懸念される。 行政の相談窓口につながらない困難を抱える女性への相談支援や、DV被害者等が利用しやすい一時保護先の確保など、民間団体の強みを活かした行政と民間との連携による相談支援体制の整備が十分ではない。 女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化する中で、住民に身近な相談窓口として、県内市町村に女性相談窓口が設置され、DVをはじめとした女性相談の対応が行われているが、きめ細かな支援を行うための職員の専門性や庁内連携体制が十分でない場合がある。 <p><u>(前年度の評価後に見直した点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知を行うことで、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(性別による無意識の思い込み)の解消に取り組んだ。 市町村や民間団体等との連携・協働を実現するため、困難女性支援やDV対策のための法定会議の開催等により、県内の相談支援体制の強化を図ることとした。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(男女共同参画の意識啓発)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> アンコンシャス・バイアスに気づくためのワークショップなど、行動変容につながる効果的な地域活動を増やしていくため、男女共同参画センターと市町村、男女共同参画サポーターの連携を強化するとともに、サポーター同士の交流・情報交換を促すことで、地域活動の活発化を図る。 市町村や男女共同参画センターと連携し、平常時、初動、避難生活等のあらゆる防災・復興対策に、男女共同参画の視点を入れるための取組が一層進むよう働きかける。 市町村の審議会等の女性の参画率を上げていくため、市町村に対して、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き働きかけていく。 <p><u>②(女性相談の充実、DV被害者等の支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県民向けの公開講座や啓発活動等を継続して実施し、DVに対する正しい理解を深める働きかけを行うとともに、相談窓口や活用できる施策の広報・啓発を継続的に実施する。特にDVを生まない社会づくりのため、中高生等の若年層向けのデートDV予防教育の推進に積極的に取り組み、暴力を生まない意識の定着を図る。 民間団体とも連携し、相談につながらない女性へのアウトリーチによる支援やDV被害者等の状況に応じた一時保護委託先の確保など、本人の意向に沿ったきめ細かな支援が行えるよう、相談支援体制の充実を図る。 市町村の女性相談窓口を中心に、地域における支援体制が充実していくよう、市町村担当者の研修、巡回相談、市町村訪問、個別ケース検討会議などへの参画等を通じたスーパーバイズを継続的に実施する。 		

事務事業の一覧

施策の名称	VI-3-(2) 男女共同参画の推進
-------	--------------------

	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	男女共同参画の理解促進事業	県民	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む。	102,416	220,059	女性活躍推進課
2	女性相談事業	日常生活を営むうえで、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性	問題解決のための助言や情報提供、支援機関へのつなぎ等を受けることができる。	60,685	67,951	青少年家庭課
3	DV被害者等保護事業	一時保護を必要とするDV被害者等	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指すことができる。	28,994	37,941	青少年家庭課
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

女性活躍推進課

事務事業の名称		男女共同参画の理解促進事業			
目的	誰(何)を対象として	県民	事業費(千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む		102,416	220,059
			うち一般財源(千円)	86,459	103,938
令和6年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・地域、県立大学などで若者向けセミナー等の開催や、政治分野における男女共同参画推進のための啓発を実施 ・地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画サポーター(以下、サポーター)を養成 ・普及啓発活動の拠点としている男女共同参画センターの管理運営(指定管理) ・県や市町村の政策・方針決定過程における女性の参画を推進するため、審議会等の委員への女性登用促進 ・女性の自主的主体的な活動を支援するためのしな女性ファンドの活用促進 ・男女共同参画の視点からの防災対応について、防災部、当課、男女共同参画センターの役割分担を明確化 			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月に作成した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知を行うことで固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に取り組む。 ・政治分野における男女共同参画の推進を図るため、県内議員と県立大学生とのトークセッションを実施する。 			
1	上位の施策	Ⅵ-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	Ⅳ-3-(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
2	上位の施策	Ⅳ-3-(1) あらゆる分野での活躍推進	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合【当該年度8月時点】	目標値		80.0	82.0	84.0	86.0	88.0	%	単年度値
		実績値	77.2	73.7	79.2	82.1	73.9			
		達成率	-	92.2	96.6	97.8	86.0	-	%	
2	審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	目標値		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	%	単年度値
		実績値	46.5	47.2	47.0	47.6	47.1			
		達成率	-	94.4	94.0	95.2	94.2	-	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の女性の参画率の状況【自治会長】R4:4.0%、R5:6.3%【公民館長】R4:8.9%、R5:8.3%【PTA会長】(小学校)R4:7.9%、R5:7.4%(中学校)R4:10.0%、R5:15.1%(以上、女性活躍推進課調査) 【地方議会議員】(県)R4:8.8%、R5:13.9%(市)R4:11.8%、R5:12.3%(町村)R4:12.0%、R5:12.3%(以上、総務省調査) 【係長以上の役職への登用割合(民間事業所)】R2:18.4%、R5:22.7%(県労務管理実態調査) ・審議会における女性の参画率【国】38.4%(R5.9.30現在)、【県内市町村】28.6%(R5.4.1現在)(以上、内閣府調査) ・島根県男女共同参画サポーター 127名(R6.3.31現在)・県審議会等女性参画率 47.6%(R6.4.1現在) 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は、R3:79.2%、R4:82.1%、R5:73.9%(県政世論調査)と推移しており、全国調査のR1:59.8%、R4:64.3%(男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府調査))と比較しても、高い割合となっている。 ・地域、事業所、審議会等において、女性の割合は徐々に高まっており、女性の参画が少しずつ進んでいる。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア)自治会長やPTA会長の割合は、依然として低い水準にあり、性別役割分担意識が解消されつつあるなかでも、地域に残る慣習等が女性参画の妨げとなっている。 イ)県民にとって身近な市町村において、審議会等における女性の参画率が県と比較して低い水準にある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア)地域において、リーダーは男性が向いているといった、古くからの慣習や性差に関する偏見などジェンダーの課題に対し、見直すための機会が不足している。 イ)市町村に対して、審議会における女性の参画率を上げていくためのトップの意識や、ノウハウを十分に周知できていない。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア)アンコンシャス・バイアス(性別による無意識の思い込み)に気づくためのワークショップなど、行動変容につながる効果的な地域活動を増やしていくため、男女共同参画センターと市町村、サポーターの連携を強化するとともに、サポーター同士の交流・情報交換を促すことで、地域活動の活発化を図る。 ア)市町村や男女共同参画センターと連携し、平常時、初動、避難生活等のあらゆる防災・復興対策に、男女共同参画の視点を入れるための取組が一層進むよう働きかける。 イ)市町村の審議会等の女性の参画率を上げていくため、市町村に対して、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き働きかけていく。

事務事業評価シート

担当課

青少年家庭課

1 事務事業の概要

事務事業の名称		女性相談事業			
目的	誰(何)を対象として	日常生活を営むうえで、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性	事業費(千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	問題解決のための助言や情報提供、支援機関へのつなぎ等を受けることができる		60,685	67,951
			うち一般財源(千円)	38,010	44,024
令和6年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立の中で課題を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、集いの場づくりやSNS等での相談支援を実施 ・困難女性支援法に基づく支援調整会議の開催により、関係機関の連携強化や支援にかかると地域資源の把握と活用を図る ・民間支援団体と連携し、性暴力被害者支援センターが24時間365日で相談対応を実施 ・女性相談支援体制の充実に向け、担当職員の専門性の向上のための研修や市町村等関係機関の連携強化の取組を実施 ・女性に対する差別や人権侵害について県民の理解促進を図るため、県民向け講演会や街頭啓発活動等の広報・啓発を実施 ・デートDV未然防止のため、教職員等を対象としたデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 				
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な課題を抱える女性への支援のため、市町村や民間団体等との連携及び支援調整会議の開催により、県内の相談支援体制を強化。 				
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度3月時点】	目標値		55.0	60.0	70.0	72.5	75.0	%	単年度値
		実績値		-	54.7	66.7	70.8	79.6		
		達成率		-	99.5	111.2	101.2	109.8		
2		目標値								
		実績値								
		達成率		-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談件数 県の相談窓口 R3:4,230件(うちDV615件)、R4:3,893件(うちDV472件)、R5:4,044件(うちDV610件) ○性暴力被害者支援センターたんぼぼ R5:電話相談160件、面接相談24件、医療等支援12件 ○専門性向上のための研修実施回数 R5:2回(参加者 112名 ※うち6名は一時保護委託先職員) ○県民向け公開講座 R5参加者数102名 ※集合、オンライン併用開催 ○しまね性暴力被害者支援センターさひめへの研修委託件数 R5:2件 ○女性のつながりサポート事業相談交流会参加者数 R5:212名 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に広報・啓発活動や県民向け公開講座を実施 ・「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を、県内7圏域で開催 ・性暴力被害者支援センターたんぼぼの協力病院等の助産師等の性暴力対応看護師養成講座課程修了(R5末時点修了者数6名) ・中学校・高校の教職員や行政職員を対象に若年層に対する暴力予防教育実践者研修を開催(受講者数7名) ・新型コロナ等の影響により、不安や課題を抱える女性への個別相談窓口を設置し、SNS等によるアウトリーチ型支援を実施
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> (ア)相談の背景にDVが存在していても、本人がDVに気が付いていない場合がある (イ)困難や課題を抱えながらも支援につなげていない女性が存在する (ウ)性暴力被害の相談件数が増加しており、若年層のデートDVや性的被害が問題となっている (エ)女性相談の内容が複雑化、多様化するなかで、住民に身近な相談窓口であり福祉サービスを提供する市町村において連携体制が十分でない場合がある
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> (ア)固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が依然として根深く残っている (イ)女性相談は家族や個人の問題として捉えられやすく、自分さえ我慢すればいいと思う方や、相談支援が受けられることを知らない方、行政による支援を望まない方もいる (ウ)若年層への性暴力やDV予防教育、予防啓発が十分ではない。また、警察への被害届出をためらう性暴力被害者への証拠採取の実施体制が構築できていない (エ)市町村における女性相談支援の専門性向上のための研修等が十分にできていない
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> (ア)女性がかげがえのない個人であることなど女性の権利・擁護、相談窓口や活用できる施策について広報・啓発を実施 (イ)困難女性支援基本計画の推進を図り、市町村や民間団体等との連携・協働による支援体制の強化や、支援が必要な女性へのアウトリーチの実施、本人の希望に沿った自立支援など、きめ細かい支援のあり方を検討する (ウ)教育委員会や市町村等と連携し、若年層へのデートDV予防教育や教員等への予防教育実践者研修を行い、学校や地域での予防教育の推進を図る。また、警察への被害届出を躊躇する被害者の希望に応じ、たんぼぼ・警察・協力病院等との連携により証拠採取ができる体制づくりを引き続き検討する (エ)市町村担当者への研修、巡回相談、訪問、個別支援検討会議等への参画等を通じスーパーバイズを継続実施

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		DV被害者等保護事業			
目的	誰(何)を対象として	一時保護を必要とするDV被害者等	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指すことができる		28,994	37,941
			うち一般財源 (千円)	14,534	22,269
令和6年度の取組内容		・DV被害者の安全を確保し、問題解決に向けた必要な支援を行うため、警察や市町村、児童相談所との連携を強化し、適時適切な場所で一時保護等を実施 ・一時保護をしたDV被害者の自立に向けた支援のため、当面の経済的支援としての貸付や一時的な生活場所としての住居(ステップハウス)の提供、生活基盤のある市町村等関係機関との連携を行う ・直ちに一時保護ができず、かつ適当な避難先がないDV被害者に対する宿泊費助成(ホテル事業)の実施 ・関係機関と連携し、DV被害者はもとより、同伴する家族も含めて迅速かつ適切な保護を実施			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		・市町村や民間団体等との連携・協働によるDV被害者等支援や法定会議の開催により、県内の相談支援体制を強化 ・関係機関において相談対応を行う職員が、DVと児童虐待双方の専門研修を受講することで相互理解を深め、対応力を強化			
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	一時保護委託先団体数【当該年度3月時点】	目標値		12.0	12.0	12.0	13.0	13.0	施設	単年度値
		実績値	11.0	11.0	11.0	13.0	12.0			
		達成率	—	91.7	91.7	108.4	92.4	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○一時保護人数 R3:7名(うちDV被害者5名)、R4:11名(うちDV被害者5名)、R5:10名(うちDV被害者8名) 同伴児(者)数 R3:10名 R4:10名 R5:6名 平均入所日数 R3:23.1日 R4:26.5日 R5:29.9日 ○ステップハウス利用 R3:実績なし R4:2世帯 R5:実績なし ○ホテル事業実施状況 R3:6件(延べ11泊) R4:4件(延べ13泊) R5:1件(延べ1泊)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・DV被害者等の多様な状況やニーズに応じて適切な一時保護ができるよう、委託契約先を確保 ・一時保護をしたDV被害者の自立に向けた支援のため、当面の経済的支援としての貸付や一時的な生活場所としての住居(ステップハウス)の確保、生活基盤のある市町村等関係機関との連携による取組を推進 ・一時保護した女性の自立に向け、市町村等関係機関と連携し、公営住宅や母子生活支援施設等での支援を実施
課題分析	① 課題	(ア)一時保護したDV被害者が抱える課題が複雑化・多様化し、退所後の住居や仕事などの生活基盤を整えるまでに時間を要するケースが増えている (イ)DV被害者本人が求める支援やニーズも様々で一時保護所を利用するにあたっての制約もあることから、一時保護所での保護が難しい場合がある (ウ)DV被害者が児童を伴って保護されるなど、家庭内でDVと児童虐待(面前DV)の2つの暴力が起きている場合があり、女性相談センターのみでは必要な支援を満たすことが難しい
	② 原因	(ア)DV被害者の自立に向けては地域での支援体制を整えることが重要だが、市町村や関係機関との連携が未だ十分ではない (イ)一時保護所では、例えば医療などの専門性の高い支援の限界や、安全性確保の観点から、DV被害者等の様々な状況やニーズに応じた柔軟な対応が難しい場合がある (ウ)子どもの面前でのDVは児童虐待にもあたるが、児童相談所や警察など児童虐待対応機関との連携が未だ十分ではない
	③ 方向性	(ア)市町村の相談窓口や関係部署の担当者への研修、巡回相談等を通じたスーパーバイズを継続的に実施するなど、市町村の相談支援体制の強化と連携促進を図る (イ)DV被害者等の状況やニーズに適した居場所・避難先などの一時保護委託先の開拓や、支援体制について検討する (ウ)児童相談所、警察など児童虐待対応機関との相互研修や意見交換の機会を活用して相談支援業務の相互理解を深め、連携による対応力の強化を図る